

第24期佐世保市農業委員会第2回総会議事録

1 開催日時 令和2年7月27日(月) 14時00分から15時15分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局 局長	中里 忠義
事務局 次長	菊永 朋美

事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第7号議案 農地改良届について
第8号議案 非農地証明願について
第9号議案 非農地通知について
第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第11号議案 農用地利用集積計画（案）について
第12号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第13号議案 農用地利用配分計画（案）について
第14号議案 令和2年 田畑売買価格等に関する調査について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地転用許可不要案件の受理について
報告3 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告4 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第2回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。会長を仰せつかっております八並です。よろしく願いいたします。

連日大雨が降っておりまして、小川内地区で大きな災害が発生しております。また、熊本の人吉地区でも大きな被害がっております。10年近く前に農業委員会研修で訪れたところであり、人吉市農業委員会には快く研修を引き受けていただいたものと記憶しております。改めまして被災された方々にお見舞いとお悔やみを申し上げ、一日も早く復興されることを祈念いたします。

さて、第24期の農業委員、推進委員揃っての初めての総会となります。皆様には様々な意見を出していただき、佐世保市農業委員会、佐世保市農政を一步でも前進させ

ていけるよう、前向きに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、欠席委員はございませんので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、3番 阿波茂敏委員、4番 中里政義委員、補充として6番 浦清一委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

1番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、田の浦町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計483㎡です。転用目的は資材置場。権利は所有権移転売買です。施設は資材置場316㎡、通路・転回場127.8㎡、緩衝地39.2㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは田の浦高架橋より北へ約60mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、最低0.3m。緩衝地を設ける。日照通風、建物を建てないので、日照通風に影響を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関連は許可不要です。

2番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計1,084㎡です。転用目的は駐車場、資材置場。権利は賃借権設定です。施設は社員用駐車場14台413㎡、資材置場564㎡、法面107㎡です。耕作者なし。農地区分は農振外で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは重尾町公民館より北西へ約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建築はありませんので近隣農地への日照通風等への影響はありません。排水計画、雨水は自然流下、水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関連は許可不要です。

3番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、船越町の2筆。地目は、登記畑、現況荒地。面積は2筆合計386㎡です。転用目的は専用住宅建設。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟木造2階建、建築面積72.29㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは船越町公民館から北東へ約350mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、最低0.1m。防護柵を設ける。日照通風、建物の高さを加減、8.3m程度。排水計画、雨水は道路側溝。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は非連たん区域です。

4番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、野崎町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は644㎡です。転用目的は資材置場。権利は所有権移転売買です。施設は資材置場473㎡、通路171㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは野崎町公民館に隣接した位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。砂利敷きをして、土砂の流出を防止する。日照通風、建築等はないため被害のおそれはない。排水計画、雨水は自然流下、水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関連は許可不要です。

以上4件です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番2番は早岐地区ですので、私から報告いたします。

7月24日に現地調査を行いました。1番は資材置場ということで、被害防除計画を守っていただけたら問題ないと思います。

2番については休耕地となっている農地で、周りの住民からも、転用してもらった方がよっぽどよいとの意見も聞きました。特別、不許可にする要因はないものと見てまいりました。よろしくお願ひします。

それでは次に、3番4番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。7月25日に現地を見てまいりました。3番については、荒地となっていて、隣にも住宅が建っているため、住宅が建築されても問題ないものと見てきました。

4番は、野崎町公民館の隣の畑でして、よほど車や資材の管理、整備が悪くない限り問題は生じないものと思います。以上です。

議長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第6号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第7号議案 農地改良届について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第7号議案 農地改良届についてご説明いたします。

1番、針尾地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、針尾中町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。農地面積、施工面積は2筆合計2,233㎡です。農地改良を必要とする理由は、三段の田を整地し、樹園地とするため。参考事項としまして、こちらは、西海パールライン針尾ICから北に約700mの位置にあります。作付計画は、みかん。作付予定日は、令和3年3月31日。工事期間は、令和2年8月1日から令和3年1月31日。施工業者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高0.75m、切土最高0.8mとなっております。土の量は140㎥、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

2番、江迎地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、江迎町栗越の一筆の一部。地目は、登記畑、現況畑。農地面積、施工面積は3,582㎡の内の518㎡です。農地改良を必要とする理由は、現状、傾斜があり、雨のたびに作土が流出するため、平坦に整地する。参考事項としまして、こちらは、根引ため池から南東に約150mの位置にあります。作付計画は、イタリアンライグラス。作付予定日は、令和2年10月20日。工事期間は、令和2年7月28日から令和2年9月30日。施工業者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.8mとなっております。土の量は466㎥、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番針尾地区。

1番 1番有馬です。7月26日に現地を確認してきました。自己所有農地から土を動かして傾斜をつけるとのこと。計画通り施工してもらえば問題はないものと思います。

議長 次に、2番江迎地区。

17番 17番松永です。7月22日に現地を見てまいりました。道路を隔てた隣接にライス

センターが建設されるため、その表土を取り除いた土を入れる計画です。何も問題はな
いものと見てまいりました。よろしく願いいたします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願い
します。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第7号議案については、受理することといたします。
次に、第8号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第8号議案 非農地証明願についてご説明いたします。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、重尾町。地目は、登記
田、現況駐車場。面積は7.06㎡です。願出の理由としては、昭和24年1月10日
頃から資材置場として利用しており、その後、駐車場として利用している。現在、駐車
場として利用している。参考事項としまして、こちらは、広田中学校から南に約100
mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

2番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、早苗町。地目は、登記
田、現況宅地。面積は105㎡です。願出の理由としては、昭和10年頃に隣接する宅
地と一体として整備。現在も宅地への進入路及び庭として利用している。参考事項と
しまして、こちらは、早岐中学校から北東に約100mの位置にあり、市街化区域で、事
由の②-1に該当します。

3番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、日宇町。地目は、登記
畑、現況宅地。面積は405㎡です。願出の理由としては、昭和17年に住宅を建築し
た。現在も宅地として利用している。参考事項としまして、こちらは、日宇小学校から
北東に約300mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

4番、相浦、九十九地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、小野町。地目
は、登記畑、現況道路。面積は540㎡です。願出の理由としては、昭和25年頃から
道路として利用。現在も道路として利用している。参考事項としまして、こちらは、小
野橋バス停から東に約100mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当しま
す。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番2番は早岐地区ですの
で、私から報告いたします。

7月24日に現地を見てまいりました。1番は、従前から駐車場として利用されており、非農地証明の要件を満たすものと思います。

2番は、市街化区域内の土地であり、昭和10年頃から非農地となっていることから、非農地証明を交付して問題ないと思います。

次に、3番日宇地区。

6番 6番浦です。7月26日に現地を確認してまいりました。昭和17年頃に住宅が建築されており、何ら問題ないものと見てまいりました。以上です。

議長 次に、4番相浦、九十九地区。

12番 12番伊賀崎です。7月25日に現地を見てまいりました。願出地は、道路とその法面になっており、道路の先には何十軒も住宅が建っている状況です。ここが元々農地だったと言う方が不自然なほどであり、問題はないものと思います。以上です。

議長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

15番 15番西尾です。2番について、通常は町内会長の確認書を添付しているものと思いますが、今回は副会長の確認書となっています。それはどういった理由でしょうか。

事務局 当該町内会長が直近でお亡くなりになられているとのことで、現在は副会長が会長を代理されております。したがって副会長の確認書が添付されております。

議長 他に、ご質問はありませんか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第8号議案について、非農地証明書を交付することといたします。次に、第9号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第9号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、合計で210筆、面積115,730.93㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総

会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第9号議案について、非農地通知を発出することとします。

次の第10号議案ですが、2番宇久地区の案件が第11号議案と関連しており、第11号議案が承認されることが2番宇久地区の許可要件となっています。よって順番を入れ替えて、先に第11号議案を審議し、その後、第10号議案に入りたいと思います。

それでは、第11議案 農地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第11号議案 農用地利用集積計画(案)についてご説明いたします。

利用権の設定は、三川内地区14件、早岐地区1件、相浦、九十九地区77件、吉井地区3件、世知原地区3件、宇久地区1件、小佐々地区1件、江迎地区3件、の計103件。解除条件付きの利用権設定は、佐世保地区1件。所有権の移転は、柚木地区1件、全体で104件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 それでは、第11号議案の農用地利用集積計画が承認されましたので、(案)を削除してください。

続きまして、第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よ

り説明をお願いします。

事務局 はい、第10号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

1番、皆瀬地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地十文野町の7筆、地目は登記田、現況休耕地。面積合計2,250㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、宇久地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地宇久町木場の1筆、地目は登記田、現況田。面積1,630㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、鹿町地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地鹿町町口ノ里の2筆、地目は登記田、現況休耕地。面積合計673㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

なお、1番については大宅委員関連の案件となりますので、一時ご退席いただき、1番を先行してご審議ください。以上です。よろしくお願いします。

議長 それでは、大宅委員の一時退席をお願いします。

～大宅委員退席～

議長 地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番皆瀬地区。

10番 10番辻です。7月26日に大宅委員と農地を見てまいりました。譲受人と譲渡人は姉弟で、譲渡人の営農が難しくなってきたことから譲渡されるものです。譲受人は息子さんとともにしっかり営農されており、休耕地の解消にもつながるものと思います。

議長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、1番について、許可することとします。大宅委員につきましては入室し着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 残りの案件について審議いたします。2番宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。7月22日に現地を見てきました。譲受人は私と同一年で、今後も十分に管理されていくと思います。なお、所有農地だけでは下限面積を満たしませんが、第11号議案で審議したとおり、すでに耕作中の兄弟の農地について正式に利用権設定をすることで要件を満たすこととなります。

議 長 次に、3番鹿町地区。

1 8 番 18番内野です。7月23日に現地を確認しました。申請地は休耕地で、耕作するには手がかかると思いますが、譲受人は非常に真面目な方ですので、問題ないと思います。

議 長 それでは、2番3番ついて、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 15番西尾です。2番について、農用地利用集積計画と農地法第3条の議案が同じ総会に上程されていますが、農用地利用集積計画を承認後、実際に耕作されていることを確認してから、次回総会に農地法第3条を上程した方がいいのではないですか。

事 務 局 下限面積は、申請時の耕作面積ではなく、今後の耕作面積が要件を満たすかどうかを審査するものですので、同じ総会に上程して問題ないものと考えます。

1 5 番 15番西尾です。耕作面積が下限面積を満たしていないと許可できないので、耕作されていることを確認して、許可すべきだと思います。

小川委員 江迎地区の小川です。そうすると、新規就農される人が農地の借り入れと取得をした場合に、取得まで2か月かかることになってしまいます。同じ総会に上程することを認めてあげるべきだと思います。

事 務 局 今回のように、所有農地だけでは下限面積を満たさないときに、利用権設定をせずに借り入れて耕作している農地があれば、農地法第3条申請と同時にその農地について利用権設定の申し出をして下限面積を満たすようにしていただいています。

段階を経て許可をした方がいいものなのか、すでに耕作されているから今後も耕作されるだろうとのことで許可していいものなのか、そのあたりの判断を地区の農業委員に仰ぎたいと思っているところです。耕作されることを確認してから許可した方がいいという場合には、事前にご意見いただけたらと思っております。

1 5 番 15番西尾です。そのような考え方でいいということであれば問題ありません。

議 長 他に、ご質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第10号議案について、すべて許可することといたします。
続きまして、第12号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第12号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)についてご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区3件、三川内地区1件、世知原地区3件、江迎地区1件、鹿町地区3件で、合計11件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第12号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願ひます。

次に、第13号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第13号議案 農用地利用配分計画(案)についてですが、議案説明の前に今議案に関連して配分解約通知がなされておりますので、報告5を先にご報告いたします。報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知について、宮地区1件、三川内地区1件、柚木地区6件、大野地区2件の計10件受理しております。以上ご報告いたします。

それでは、議案に戻ります。農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、

宮地区3件、三川内地区2件、世知原地区1件、江迎地区1件、鹿町地区6件で、合計13件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第12号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

なお、10番鹿町地区につきまして、松田庄二推進委員の案件になりますので、この件を先行した形で、ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、松田委員の一時退席をお願いします。

～松田委員退席～

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。10番について承認することといたします。松田委員につきましては入室し着席してください。

～松田委員着席～

議長 10番を除く残りの案件につきまして、質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第12号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

次に、第14号議案 令和2年 田畑売買価格等に関する調査について、事務局より

説明をお願いします。

事務局 第14号議案 令和2年 田畑売買価格等に関する調査についてご説明いたします。
調査目的、調査方法等については記載のとおりです。毎年、全国農業会議所が県農業会議を通じて5月1日時点での田畑の売買価格の調査を行っております。議案内のカッコ書きにつきましては、昨年の報告額を記載しており、その上段が今回の案として記載をしております。農用地区域の田畑については、上昇、横ばい、下降の傾向と、その理由を選択するようになります。

調査の結果としましては、過去1年間の耕作目的での農地の売買件数が、佐世保市においては非常に少なく、また、その取引には様々な事情により価格が設定されており、本調査で求められている動向を把握するには十分と言えないため、従前どおりの横ばいの価格としての報告を考えています。なお、それぞれの地区の精通者である委員の皆さんから、価格の上下についてのご意見やご意向があれば、修正した内容で報告します。

横ばいとした理由は、田は米価などの農産物価格が低いため、畑は全体として農業の生産意欲が減退しているためとして回答案を予定しております。なお、参考として、右端に令和元年度報告時の傾向及び理由を記載しております。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。第14号議案については、調査結果を全国農業会議所へ報告いたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。
宇久地区1件及び小佐々地区1件で計2件の相続の届出を受理しております。以上報告いたします。

議長 報告2 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 報告2 農地転用許可不要案件の受理についてご説明します。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、三川内地区2件を受理しております。
以上、報告いたします。
- 議長 報告3 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、報告3 裁判所及び法務局への農地現況回答についてご説明します。
法務局における地目変更登記申請に伴い、三川内地区1件、世知原地区1件、江迎地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。
また、裁判所から中里地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。なお、裁判所から宮及び早岐地区1件の照会がありましたが、現地の範囲を特定する書類等の提供がなかったため、現況については不明と回答しています。以上、報告いたします。
- 議長 報告4 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、報告4 都市計画法に係る開発事前協議開催状況についてご説明します。
都市計画法に係る開発計画事前審査会が、令和2年7月9日に、大野地区1件、相浦、九十九地区1件の計2件について開催されております。なお、今回の事前協議については、コロナウイルス感染症対策の一環として、会議形式ではなく、各課からの回答集約による書面形式にて開催されていることを申し添えます。以上、報告いたします。
- 議長 報告5 農用地利用集積・配分計画解約通知については、第13号議案審議の際に説明済みです。
以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。
- 事務局 【第24期佐世保市農業委員会小委員会の所属等の決定について】
- 議長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。
- 副会長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。